

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学薬剤師支援センター（以下「センター」という）規程第4条第2項の規定に基づき、北海道医療大学認定薬剤師研修制度（以下「研修制度」という）に関して必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 北海道医療大学（以下「本学」という）は、医薬品の適正使用に対する国民のニーズに応えることができるように、自己研鑽を通してスキルアップを目指す薬剤師に生涯研修の機会を提供するとともに、その結果を適切に評価し、薬剤師の資質の向上とわが国の医療の向上に寄与する。

(研修制度)

第3条 前条の趣旨に基づき、センターは認定薬剤師研修制度を実施する。

2 この研修制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という）が定める生涯研修認定制度の一環として行なう。

(認定薬剤師研修制度運営委員会)

第4条 センターに認定薬剤師研修制度運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置し、研修制度全般について管理・運営にあたるとともに、認定薬剤師の認定及び更新の審査にあたる。

2 運営委員会については、別に定める。

(研修実行委員会)

第5条 本研修制度の研修プログラムの企画・立案を行い、受講者に研修単位を付与するため、運営委員会のもとに研修実行委員会を設置する。

2 研修実行委員会については、別に定める。

(認定評価委員会)

第6条 本研修制度の研修プログラムを検証し、改善・充実に資するため、運営委員会のもとに認定評価委員会を設置する。

2 認定評価委員会については、別に定める。

(研修登録)

第7条 認定薬剤師の認定を希望する者は、薬剤師支援センターに所定の手続きを行い、北海道医療大学生涯研修手帳（以下「研修手帳」という）の交付を受けなければならない。

2 研修手帳には、学習記録を受講証明等により記録する。

(研修プログラム)

第8条 センターが提供する研修事業は次のとおりとし、認定薬剤師研修制度運営委員会、研修実行委員会、認定評価委員会、大学院教務委員会等本学の関係機関が協力して企画、実施にあたる。なお、研修事業の受講は原則有料とし、受講経費については別途定める。

- (1) 薬剤師研修講座
- (2) 大学院特論講義の聴講制度
- (3) 講演会、研修会
- (4) その他新規事業

(認定の基準)

第9条 日本国の薬剤師免許を有する者が、本学又は認証機構の認証を受けた生涯研修機関において、別に定める北海道医療大学認定薬剤師認定基準（以下「認定基準」という）により、4年以内に40単位以上の単位を修得したと認められる場合、認定薬剤師として認定する。ただし、40単位のうち、本学が主催又は共催する研修事業で15単位以上を修得していなければならない。

(認定薬剤師証の申請手続)

第10条 認定薬剤師証を申請しようとするものは、次に定める書類を提出するとともに審査料1万円を納入しなければならない。認定薬剤師証を更新するときも同様とする。

- (1) 認定薬剤師証新規申請書
- (2) 研修手帳
- (3) 薬剤師免許証の写し

(4) その他(研修単位申請書など)

(認定薬剤師証の審査)

第11条 前条の申請があった場合には、運営委員会において審査する。

2 認定薬剤師証の認定には、運営委員会において全会一致の同意を必要とする。

(認定薬剤師証の交付)

第12条 センターが認定薬剤師として認定した者に対しては、薬学部長名により認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師証の有効期限)

第13条 認定薬剤師証の有効期限は、3年とする。但し、次条に定めるところにより更新することができる。

(認定薬剤師証の更新)

第14条 別に定める認定基準により、30単位以上(本学が主催・共催する事業で10単位以上)修得したと認められる場合は、認定薬剤師証を更新する。

2 認証機構によって認証された生涯研修機関で交付された認定薬剤師証の更新についても、本学での更新を可能とする。但し、その条件等は本学の認定基準に基づくものとする。

(認定薬剤師証の再交付)

第15条 認定薬剤師証を紛失、汚損等した場合は、申請により再交付することができる。

(認定の取り消し)

第16条 認定薬剤師として認定された後、次のいずれかに該当する事態に至った場合は運営委員会の議を経て、認定を取り消すことがある。

(1) 薬剤師としての名誉を著しく傷つける行為があるとき。

(2) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき。

(3) 不正行為により認定を受けたことが判明したとき。

(個人情報管理)

第17条 本学は、個人情報保護法および関係法令並びに学校法人東日本学園個人情報の保護に関する規程等に則り、本研修制度登録者及び認定薬剤師証受領者の個人情報の管理を適切に行う。

(事務)

第18条 本研修制度に関する事務は、薬剤師支援センターが所管する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、認定薬剤師研修制度に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、薬剤師支援センター管理運営委員会の議を経て、薬剤師支援センター長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。